

内閣・消費者問題分野における政策課題

— 未来投資戦略をめぐる動き等 —

岩波 祐子

(内閣委員会調査室)

1. 「未来投資戦略2017」関係
(規制のサンドボックス、PFI法関係、統合型IR、ギャンブル等依存症)
2. 地方創生関係～株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)
3. 子ども・子育て支援関係
4. 公務員定年の段階的延長～国家公務員の高齢対策
5. 消費者問題関係
6. 皇室関係
7. その他の注目される動き

本稿では、内閣委員会所管分野及び消費者問題関係分野における主要な政策課題について、その概要を紹介する。なお、本稿におけるホームページ情報は、いずれも平成29年12月22日現在のものである。

1. 「未来投資戦略2017」関係¹

平成29年6月9日、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(いわゆる「骨太の方針2017」)と「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」が閣議決定された。これに先立つ経済財政諮問会議と未来投資会議の合同会議において、安倍内閣総理大臣は、「…成長と分配の好循環を拡大していくため、働き方改革の実行に加えて人材への投資を通じた生産性の向上を図る。また、イノベーションをあらゆる産業や日常生活に取り入れ社会課題を解決するSociety 5.0の実現を図る。そのために必要な取組をどんどん具体化してまいります。」と述べている²。「未来投資

¹ 本項執筆に際し、みずほ銀行産業調査部・みずほ総合研究所調査本部「未来投資戦略2017を読み解く～注目政策と<みずほ>の見方～」『MIZUHO Research and Analysis』(平29.7.14)を参考に行っている。

² 首相官邸HP<https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201706/09goudoukaigi.html>

戦略2017」は、「日本再興戦略」に替わるもので、骨太の方針2017に盛り込まれた成長戦略の骨格を具体化している。同投資戦略はアベノミクスの成果を強調しつつ、生産性の長期伸び悩み・新規需要創出の欠如を問題視し、第4次産業革命（I o T、ビッグデータ、人工知能（A I）、ロボット等）の先端技術をあらゆる産業や社会生活で導入し、情報社会の次の社会である「Society 5.0」を実現することを目指している。Society 5.0においては、革新的技術を活かして一人一人のニーズに合わせたサービス提供による社会課題の解決と成長のフロンティア（新たな需要の創出と生産性革命）が想定されている。

図表1 『未来投資戦略2017』における「移動革命」

未来投資戦略2017

I. Society5.0として目指すべき戦略分野

1. 健康寿命の延伸
2. 移動革命の実現
3. サプライチェーンの次世代化
4. 快適なインフラ・まちづくり
5. FinTech

(出所)

内閣官房日本経済再生総合事務局資料

2. 移動革命の実現

【世界に先駆けた実証】

- ・トラックの隊列走行の実現（【2020年に高速道路（新東名）で後続無人での隊列走行を実現、2022年に商業化を目指す。】）
- ・地域における無人自動走行による移動サービスの実現（【2020年の実現を目指し、全国10箇所以上の地域で公道実証】）
- ・小型無人機（ドローン）による荷物配送の実現（【2020年代に都市部での本格化に向け、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件の明確化】）
- ・安全運転サポート車の制度整備・普及促進（先進安全技術の基準策定等）

【データの戦略的収集・活用、協調領域の拡大】

- ・高精度三次元地図作成（25cm単位）に向けた仕様・仕組の策定【来年度中】
- ・5Gの実現・自動走行等への活用（【2020年までにサービス開始】）
- ・サイバー攻撃対応の車載セキュリティの強化【安全性評価の仕組み等の工程表策定】

【国際的な制度間競争を見据えた制度整備】

- ・高度な自動走行（レベル3以上）に向けた、政府全体の制度整備の方針策定（「システムによる運転」に係る安全基準、道路交通法等ルール、責任関係等）

柱となる5つの「戦略分野」のうち、例えば移動革命の実現では、人口減少下での地域における交通の維持・物流分野の人手不足解消等の社会的課題に対応するべく、無人自動走行、小型無人機（ドローン）による荷物配送などによる物流効率化と移動サービスの高度化が進む社会が目指されている（図表1参照）。

Society 5.0の実現に向けた「横割課題」としては、「価値の源泉の創出」（データ利活用基盤構築・制度整備、教育・人材力の抜本強化等）と「価値の最大化を後押しする仕組み」（規制の「サンドボックス」の創設、規制改革・行政手続簡素化・IT化の一体的推進、公的サービス・資産の民間開放、国家戦略特区の加速的推進等）が示されている。以下、内閣委員会に関連する主要分野について紹介する。

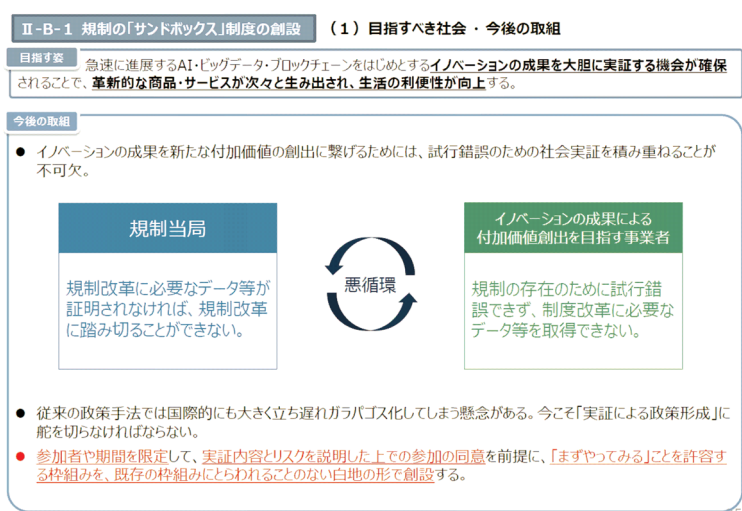
（1）規制の「サンドボックス」の創設

規制の「サンドボックス」（レギュラトリー・サンドボックス）は、イノベーションや新ビジネス創出のために社会実証を行う環境整備を図るため、政府が一時的に規制を停止する制度である。今日、既存の法律が想定していない革新的な技術進歩が相次ぐ中、規制が障壁となり実用的な実証実験を行えないなどの問題が指摘されている。既存の枠組みとしては、企業単位で特例措置を認める企業実証特例制度の活用状況は低調であり、国家戦

略特区制度では指定に時間がかかり、技術革新に追いつかない場合がある³。一方、サンドボックスは従前に比べより簡易な手続となり、新事業を迅速に始められる利点がある。具体的な制度設計は既存の制度の問題点を踏まえた上でなされるが、より使いやすくすることが求められる⁴。対象には自動車の自動運転（自動走行）やドローンによる運送事業等が想定される。

規制のサンドボックスは、近未来技術実証の検討過程で議論されるようになったものである。近未来技術実証については、平成27年1月の「近未来技術実証特区検討会」の設置以降、自家用車・事業用車等の運転の自動化に向けた取組等が進められており、現在は実証実験が進められているところ、28年11月からは国家戦略特別区域諮問会議で「事後チェックルール」を徹底した、いわゆる「サンドボックス特区」の導入について議論がなされた。29年3月、第193回国会（常会）に提出された国家戦略特区法等改正案には日本版レギュラトリー・サンドボックスに関連し、事業者向けの法令相談や手続代行等に関する国及び地方公共団体の援助が規定されるとともに、事前規制、手続を抜本的に見直すための具体的方策を1年以内に検討、措置する旨の検討条項が設けられた⁵。同改正法は同国会で成立し、平成29年9月22日に施行された。

図表2 規制の「サンドボックス」制度



(出所) 内閣官房日本経済再生総合事務局資料

未来投資戦略2017における規制の「サンドボックス」制度の枠組みは、図表2のとおりである。

平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」⁶には、「第3章 生産性革命」の中の「3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命（1）規制の「サンドボックス」の制度化」の中に、プロジェク

³ 場所や時間の限定など多くの制約が課され、関係機関との事前調整に煩雑な手続を要するなどの問題点もあるという。また、安全確保、万一損害が発生した場合の補償等の課題も指摘される。サンドボックスをめぐる現状及び国家戦略特区における検討状況については内閣府「国家戦略特区における規制のサンドボックス制度について」（平成29年12月15日）首相官邸HP<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai32/shiryou4.pdf>>及び前掲注1「未来投資戦略2017を読み解く～注目政策とくみずほ>の見方～」50頁参照。

⁴ 「「規制のサンドボックス」って？」『毎日新聞』（平29.7.20）

⁵ 検討条項にはコンセッション方式（本稿「1（2）PFI関係」参照）に関わるものと、サンドボックスに関わるものがある。

⁶ 「新しい経済政策パッケージ」については、本稿「3. 子ども・子育て支援関係」を参照。

ト型の規制の「サンドボックス」を創設するための法案を次期通常国会に提出する旨、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるよう、監視・評価体制を設けて事後チェックを強化しつつ、事前規制の合理化を図ることを内容とする国家戦略特別区域法の改正法案を次期通常国会に提出する旨の記載がある。

(2) P F I 法関係 ～地方公共団体による繰上償還時の補償金の減免措置

公共サービス・資産の民間開放【成長分野、成熟分野へのコンセッション拡大】

P F I（民間資金等活用事業）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金・ノウハウ等を活用し施設整備等のコストを削減しようとするもので、我が国では「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）に基づき実施される。コンセッション方式（公共施設等運営権方式）は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、平成23年のP F I 法改正により導入された。更新投資を含む広範囲で長期経営が可能になり、諸費用削減を通じ、公的負担等の抑制につながると期待される。

未来投資戦略2017では、国・地方とも財政状況の厳しい中、真に必要な社会資本整備をより効率的に進めるため、人口減少等需要が減少する「成熟対応分野」へのコンセッション方式の導入拡大を求めており、骨太の方針2017等における言及もあり、財政制度等審議会財政投融资分科会において、上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰上償還する際の補償金の減免措置が検討されている。

水道事業は従来、地方公共団体による公営の事業だったが、高度成長期に整備された水道網の老朽化が進む中、水道管更新のための積立金の不足などの危機的な状況の下、民間資金の導入が推進されている。民間資金等活用事業推進会議の「P P P / P F I 推進アクションプラン」には平成26年度から28年度までを集中強化期間として水道6件、下水道6件のコンセッション方式導入との数値目標が記載され⁷、28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」は上下水道事業へのコンセッション方式導入促進を打ち出している⁸。

公営の水道事業で利用されている財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資とし、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。そのため、地方公共団体が繰上償還する際には、国が被る損失（「繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入」と「繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入」の差額）に対応する補償金を支払う必要がある。

このような仕組みの下でコンセッション方式を導入すると、事業者は金融機関から運営権対価支払いのための資金を調達し、地方公共団体は受領した運営権対価を原資に一括償

⁷ 期間内に目標を達成できず、平成29年6月9日に決定された平成29年改定版では、集中取組期間を水道については30年度末まで、下水道については29年度末まで伸ばすこととしている。

⁸ 第193回国会で提出された水道法改正案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図ることを目的とし、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関しコンセッション方式を導入しようとするものであった。同国会で衆議院継続となった後、第194回国会の衆議院解散により廃案となっている。

還して補償金を支払うか、あるいは償還せずに利息を支払い続けることになる。つまり、金利相当額が二重に支払われ、全体としての費用対効果が低下する場合がある⁹。財政法第8条は「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する」としているため、補償金を免除して繰上償還をするためには、法律に基づく必要があり、PFI法の改正が検討されている。

財政投融资分科会の資料によると、検討されている措置は、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ上下水道事業について有する債務を運営権対価で繰上げ償還する際に、特例的に補償金の免除・軽減を行うというものである。支援対象事業は、将来推計人口が団体区分別で全国平均以上減少する地方公共団体の地方公営企業が行うこと、上下水道の管路経年化率などが類似団体平均以上であること、料金回収率（経費回収率）が類似団体平均以上であることという3つの条件を満たすもので、対象債権は金利3%以上で財政融資資金（地方公共団体金融機構資金についても同様の支援を講ずるよう、政府から要請）が引き受けているものであり、補償金免除繰上償還の上限は、一括払いで受け取る運営権対価の額である。分科会資料では、平成30年度から32年度までの3年間を集中取組期間とする時限措置とされていたが、この点、平成30年度財政投融资計画参考資料では、平成30年度から33年度までの4年間に実施方針条例を制定（議会で議決）、平成30年度から35年度までの間に実施された繰上償還を対象とする旨が記載されている。

以上のほか、PFI法関連で、指定管理者でないコンセッション事業者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるような法制上の措置（二重適用問題の解消）、推進体制の整備・運用のための施策（内閣府等の助言・調整機能を強化）などが予定されている（「未来投資戦略2017」P123～127）。

（3）統合型リゾート整備に向けた検討¹⁰

日本の魅力を活かす施策～クリーンで魅力ある「日本型IR」整備推進

平成28年の第192回国会（臨時会）において、カジノを含む統合型リゾート（以下「IR」という。）の導入に向け、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立し、同年12月26日に公布、施行された。同法は、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設からなる特定複合観光施設区域の整備を推進するため、基本理念及び基本方針等を定めるとともに、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし全国務大臣を構成員とする特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「推進本部」という。）を設置することにより、これを総合的か

⁹ 特例措置導入を政府に提案した広島県が水道事業で行った試算では、コンセッションを導入せずに現行体制で運営を継続した方が支払利息は約18億円も少なかった。補償金が減免されればこうした問題を回避でき、地方公共団体がコンセッションを導入するインセンティブになりうる。『日刊建設工業新聞』（平29.2.6）

¹⁰ 本項目については、既に榎本尚行「カジノを含む統合型リゾートの実現に向けた取組－特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の成立と実施法案に係る検討－」『立法と調査』No. 395号（2017.12）に詳細な紹介があるので、そちらを御一読願いたい。

つ集中的に行うものであり、IR整備の基本的枠組みを定めるものである。同法第5条では、政府は同法施行後1年以内を目途としてIRの整備の推進について必要となる法制上の措置を講じなければならないとされている。同法には、委員会における法案審査の際に衆参両院で附帯決議が付され、IR区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制と整合性が図られるよう、十分な検討を行うこと等が求められている。

推進本部は平成29年3月24日に設置され、4月4日の第1回会合では、安倍内閣総理大臣が、「クリーンなカジノを含んだ、魅力ある「日本型IR」を創り上げたい」旨発言した。有識者で構成される特定複合観光施設区域整備推進会議は10回にわたる検討後、7月31日に「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」を、8月1日、推進本部に報告した。同取りまとめは、「我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものでもなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造し、日本を「観光先進国」へと飛躍させるという公益を実現するものでなければならない。」とした上で、IR区域・IR事業者の定義等、カジノ規制、弊害防止対策、公租公課等、カジノ管理委員会等について枠組みが示されている。

安倍内閣総理大臣は、取りまとめを受け取った後、「今後、さらに国民的な議論を尽くす観点から、今月一杯をかけて、パブリックコメントや全国各地で説明・公聴会を開催し、国民に丁寧に説明する機会を設けていただきたいと思います。その上で、幅広い国民の皆様のご意見も踏まえて、魅力ある「日本型IR」の具体案を創り上げていきたいと考えます。」¹¹と発言し、8月にパブリックコメント及び全国9か所における説明・公聴会が実施された。

「取りまとめ」は、区域認定数の上限、カジノ施設の規模の上限、入場制限の具体的な回数、納付金・入場料の水準及び用途といった論点について、具体的な数字を明示するには至らなかった。この点、説明・公聴会では、IR設置の経済効果、国・地方間の納付金等の配分、区域認定の申請主体、カジノの面積制限、ギャンブル依存症を始めとした弊害への懸念等について意見、要望が出されている¹²。

(4) ギャンブル等依存症対策

競馬等の公営競技やパチンコ¹³等にのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態は、「ギャンブル等依存症」と称されている。

¹¹ 第2回特定複合観光施設区域整備推進本部会議事録による。首相官邸HP<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/dai2/gijiroku.pdf>

¹² パブリックコメントの結果等については首相官邸HP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/okumintekigiron/kekka.html>。概況については「IR、否定意見が半数超」『読売新聞』（平29.12.16）。

¹³ パチンコ、パチスロについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の遊技として規制されている。

第192回国会（臨時会）において、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が審議された際に、カジノ施設の設置及び運営に伴う悪影響の一つとしてギャンブル等依存症の問題が指摘され、参議院における修正により、同法に、政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止が明示されるとともに、参議院内閣委員会の附帯決議において、「カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組み・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」とされた。

これを受け政府は、平成28年12月22日の閣議口頭了解により、幅広くギャンブル等依存症全般について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催することとした。同会議は、平成29年3月31日、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を整理した「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を取りまとめた。この論点整理は具体的な対策を立案するための第一段階のものであり、その後、8月29日には、具体的な対策や実施方法を盛り込んだ「ギャンブル等依存症対策の強化について」の取りまとめが行われた。菅内閣官房長官は、同日の記者会見で「まず、既に実施しております、出玉規制等の遊技機の射幸性抑制を始め、全国における治療・相談拠点の整備、適切に対応できる医師等の人材育成、自助グループ等の民間団体への支援を推進していくとともに、学校教育・消費者教育における指導・啓発を推進することといたしております。さらに、今後は、公営競技における一元的・専門的に対応できる共通相談窓口の設置や、インターネット投票等における本人・家族申告におけるアクセス制限措置の実施、ATMのキャッシング機能の廃止等に新たに組み込んでいきたい。ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会の構築に向けて、今後とも、政府一体となって、必要な取組を徹底的かつ包括的に実施してまいりたいと思います」と述べている¹⁴。

ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は、平成25年度の全国調査（アルコールの有害使用に係る実態調査に付随し、生涯を通じた経験等を評価、自記式のアンケート調査）では成人の4.8%と推計されていたところ、平成29年度の全国調査（面接調査）の中間とりまとめによると¹⁵、過去1年以内のギャンブル等の経験を踏まえて評価した場合は0.8%、

¹⁴ 首相官邸HP<https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201708/29_a3.html>。なお、『朝日新聞』（平29.10.20）は「……政府の有識者会議がわずか4か月でまとめた素案は、日本人の入場回数を制限し、入場料を徴収し、入場時にマイナンバーカードで本人確認を徹底するなどの依存症対策を盛り込んだ。ただ、肝心の入場回数や料金など具体的な数字の明記は先送り。推進自治体などからは「規制が厳しすぎる」などと、早くも見直しを求める声上がる。」などとする。

¹⁵ いずれの調査も国立病院機構久里浜医療センターが受託している。日本では賭博は違法だが、パチンコのような疑似ギャンブルに接する機会は他国に比べて多いとされる。調査の手法には議論もあるが、いずれにしても海外において依存症として報告される数値と比較して高くなっていることから、実効性ある対策を求める声は強い。『朝日新聞』（平29.10.20）等を参照。

生涯を通じた経験等を評価した場合は3.6%と推計されている¹⁶。

ギャンブル等依存症対策基本法案については、各党において検討が進められている¹⁷。

2. 地方創生関係～株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）関係

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC：Regional Economy Vitalization Corporation of Japan）は、地域企業・産業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進等を図ることを通じて、地域経済の活性化に貢献するため、平成25年3月、企業再生支援機構を抜本的に改組・機能拡充して発足したものであり、従来の直接の再生支援に加え、地域活性化・事業再生ファンドの運営、専門家派遣等が追加されている。機構は時限組織であり、地域において自律的な取組が継続するよう、地域金融機関へ地域活性化・事業再生等のノウハウを移転することとしている。支援・出資決定期限は平成30年3月末、機構の業務完了期限は平成35年3月末とされている。

地域企業に専門家を派遣して行う事業支援（ハンズオン支援）が特徴で、地域金融機関と連携しつつ、保有する機能を積極的に活用し、個別企業の支援実績を積み上げている。

REVICの機能は、平成26年10月の法改正により拡充され、現在、主な機能として、地域企業への直接の再生支援、地域活性化・事業再生ファンドの運営、経営者保証付債権等の買取り・整理（特定支援（再チャレンジ支援））、専門家派遣、100%子会社である日本人材機構による経営人材の紹介がある。REVIC資料によると、REVIC関連ファンドの設立件数は累計41件、ファンドからの投融資件数は累計164件である（平成29年7月末時点）。

REVICは時限的な支援機関として設けられているが、その有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能は高く評価されている。未来投資戦略2017、まち・ひと・しごと総合戦略等では、REVICの果たしてきた役割への評価及び今後の活用に関する記述が見られる。支援・出資決定期限の到来を念頭に、未来投資戦略2017では、「地域経済活性化支援機構（REVIC）が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する」、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースとりまとめ」¹⁸（平成29年5月18日）では、「REVICの投資ノウ

¹⁶ 日工組社会安全研究財団内に設置された「パチンコ依存問題研究会」の「パチンコ・パチスロ遊技障害全国調査 調査報告会」がいわゆる「パチンコ依存」を科学的に測定する新しい尺度「パチンコ・パチスロ遊技障害尺度（PPDS）」を用いた調査を行い、直近1年間でパチンコ・パチスロ遊技をしたことがある人のうち障害のおそれがある人は国内で0.4%（約40万人）等と推計している。遊技通信webニュース<<http://www.yugitsushin.jp/news-list/>>「社安研 パチンコ・パチスロ遊技障害のおそれ40万人と推計」（平29.8.24）

¹⁷ 各党の案はギャンブル（等）依存症の定義、検討機関の構成、支援措置の内容等に差異がある。現在、与党（自由民主党、公明党）提出の法案（第195回衆第2号）、立憲民主党・無所属の会・自由党・社民党提出の法案（第195回国会衆第6号）が衆議院で継続となっている。なお、日本維新の会が参議院に提出した法案（第195回国会参第18号）は、審査未了により廃案となっている。

¹⁸ 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づくタスクフォースであり、議長は内閣官房長官である。なお、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議の議長は内閣総理大臣である。タスクフォースとりまとめには、「REVICの有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を最大限に活用し、取組を各地で展開（現在26件）」、「地域金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進に向け、優良事例の公表、REVICとの連携等を加速」などの記載がある。首相官邸HP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/taskforce_dai5/siryou7_1.pdf>

ハウ、人材支援に関する機能をREVICの支援・出資決定期限（2017年度末）以降も安定的・継続的に提供できるよう、関係省庁が連携し、具体的な体制整備を行う」との言及がある。

報道によると、地域経済の活性化を引き続き推進するため、REVICの再生支援、特定支援等、実績のある業務について、期限を延長する法律案の提出が検討されている¹⁹。

本稿では、REVIC関係を取り上げたが、平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」には、「キラリと光る地方大学づくり～地方における若者の修学・就業の促進～」²⁰、「民間主体のまちづくり活動の推進（B I D制度等）」²¹等の注目される動きがある。

3. 子ども・子育て支援関係

第3次安倍内閣の下、平成29年9月8日に「人づくり革命」を議論する「人生100年時代構想会議」が発足され、自民・公明両党は10月の衆議院議員総選挙で教育無償化等を公約に掲げた。引き続き、第4次安倍内閣で、12月8日、これらの構想を具体化する2兆円規模の経済政策を取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。子育て支援関係では、幼児教育の無償化、待機児童対策などが盛り込まれている。

（1）子ども・子育ての財源の確保～事業主拠出金率上限引上げ

「新しい経済政策パッケージ」は、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための政策パッケージである。「第2章 人づくり革命」では、幼児教育無償化の現状と意義に言及しつつ、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進めること、同パッケージによる幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせ、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施すること等を記載する²²。

2兆円の政策のうち約1兆7千億円は消費税率の10%への引上げ時の使途変更で賄うこととされるが、受け皿整備の前倒し等には2018年度以降、年1,000億円ずつ財源を積み増す必要がある。不足分は、事業主からの拠出金（子ども・子育て拠出金）の引上げにより賄う方向となっている。

同拠出金は、児童手当など子育て支援を目的に、厚生年金保険の被保険者を雇う事業主から徴収されている。第190回国会（常会）では、対象事業に企業主導型保育事業（運営

¹⁹ 時事ドットコム「地域支援機構、3年延長へ＝地銀に人材派遣」〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017091501179&g=eco>〉、SankeiBiz「金融庁、地域支援機構の解散延長を検討 中核企業再生に地域差」〈<http://www.sankeibiz.jp/macro/news/170804/mca1708040500005-n1.htm>〉ほか。

²⁰ 地方圏での若者の減少や東京一極集中が進む中、キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）などにより、地方における若者の修学・就業を促進しようとするものである。

²¹ 一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元にエリアマネジメント団体が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（B I D制度。Business Improvement District）を創設するものである。

²² その他、障害児通園施設の無償化、医療的ケア児の受入れ等にも言及がある。

費・整備費)等が追加され、拠出金の率の上限が、標準報酬月額及び標準賞与額の合計の0.15%から0.25%に引き上げられており、平成28年4月から施行されている。29年度の拠出金率は0.23% (28年度は0.2%)で、約200万社が計約4,000億円を負担している。30年度には拠出金率を法定上限まで引き上げ300億円を確保した上で、段階的な引上げにより3,000億円を手当てすることが検討されている。法定の拠出金率は0.5%程度までになる可能性も指摘される²³。また、同拠出金の使途を認可保育所等の整備にも拡大することが検討されているとの報道もある²⁴。

子ども・子育て分野の財源の確保について、財政制度等審議会財政制度分科会では、「事業主拠出金による子ども・子育て支援の充実」とのタイトルの下、企業主導型保育事業の安定的な運営のための財源を確保する必要性に触れ、「子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限も含めた拠出金率の引上げ等を検討すべきではないか」との案が示された(「社会保障について②(各論)」平成29年10月25日財政制度分科会配付資料)。

安倍内閣総理大臣は10月27日の構想会議で産業界に対して3,000億円程度の拠出を要請し、日本経済団体連合会(経団連)²⁵、経済同友会、日本商工会議所²⁶は受け入れる考えを表明した。

幼児教育無償化については、子供の教育費用等の負担²⁷が少子化の一因とされる一方で、幼児教育が将来の生活の安定等にもたらす効果も知られるようになり、負担軽減措置は少子化対策の一つと認識されている。平成26年度以降、幼児教育は段階的に無償化が進み、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子供は無償となり、第3子以降の保育料の無償化の範囲は拡大されている。29年度からは、住民税非課税世帯では第2子も無償となった。パッケージでは「諸外国においても、3歳～5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに無償化が進められているところである」とされており、

²³ 「保育所整備 企業拠出3000億円増検討 32万人分計画前倒し」『東京新聞』(平29.10.26)

²⁴ 「社会保険 一般保育所整備に企業拠出金転用 政府が検討」『毎日新聞』(平29.11.8)

²⁵ 構想会議の議員でもある榊原定征会長については、「金額については、総理から申し出があった3000億円を上限とすると。しかも保育所の整備に応じた段階的な拠出としてほしいということを申し上げました」と発言した旨の報道がある。(ホウドウキョクニュース「経団連・榊原会長が表明 待機児童対策で3000億円負担」(平29.12.1) <<https://www.fnn-news.com/news/headlines/articles/CONN00378027.html>>)

²⁶ 日本商工会議所の三村明夫会頭は、当初、引上げは中小企業の支払い余力に基づいて慎重に検討すべきなどとしていたが、同氏が求めていた制度設計に際してのオープンな議論、安易な使途拡大の防止等について、政府が応じる見通しとなったことから、容認する姿勢に転じた旨が報道されている。(「日商、3000億円負担容認 政策パッケージ 会頭「やむなし」」『産経新聞』(平29.12.22)、「待機児童対策 3000億円の負担、日商容認せず」『毎日新聞』(平29.12.6)、「日商・三村会頭、3000億円要請に不快感 幼児教育無償化財源で」『日刊工業新聞』(平29.11.3)) 経団連・経済同友会は大企業中心だが、日本商工会議所の主たる構成事業者は中小企業である。

²⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)によると、「夫婦が実際に持つつもりの子供の数」(予定子供数)が「理想的な子供の数」(理想子供数)を下回る夫婦については、その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(56.3%)が最も多く、30～34歳では8割を超えている。内閣府『平成29年版少子化社会対策白書』22頁。

所得状況を問わない一律の無償化が想定されているが、既に低所得者層は無償化が進んでいることもあり、実際に恩恵を受けるのは中高所得者層であることから、所得制限を設けないことへは異論もある²⁸。なお、無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、平成30年夏までに結論を出すとされている。認定施設以外の施設の利用者との公平性から無償化に相当する措置を求める声がある一方、無認可保育施設等で基準に達していない施設に言わばお墨付きを与えるのではないかとの慎重な声もある²⁹。

（２）保育施設の利用を調整する法的仕組み～規制改革関係

平成29年9月11日の規制改革推進会議では、短期集中で早急に結論を出すべき重要事項の一つとして待機児童解消が決定され、保育・雇用ワーキング・グループによる調査審議後、11月29日に同推進会議の「規制改革推進に関する第2次答申」が安倍内閣総理大臣に提出された。答申は、都市部を中心に待機児童が減少しない要因を分析した上で、「こうした多面的な問題の解決のためには、保育行政の改革とともに保育の実施主体である都市部の地方自治体の対策にも焦点を当てる必要がある」、「特に交通網の発達する都市部の住民は広い生活圈を持ち、居住行政区域外での保育サービスを求める人も少なくないという事情にも留意する必要がある」とし、具体的な規制改革項目として、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置を軸とする施策を挙げている。市区町村の最大限の取組にもかかわらず待機児童が存在するということは市区町村単独で解決に当たることに限界があるとして、以下の枠組みを示した。

- ・従来の市区町村単独での取組に加え、都道府県を中心に、待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国は「待機児童緊急対象地域」（仮称）に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出。
- ・指定された都道府県は、現行の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をより実効的なものとするため、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会（仮称）を設置。協議会には都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者の他、必要に応じ関係府省も参加。
- ・協議対象は保育に関わる情報の共有化・地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革などであり、KPIを定め、進捗管理を徹底。

なお、12月の「新しい経済政策パッケージ」では、「規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）を受け、待機児童数が隣接する市区町村間で偏りがあることを踏まえ、都道府県が市区町村を越えた保育施設の利用を調整する法的仕組みを強化する等の待機児童解消に向けた制度改革を行う。」とされている。

²⁸ 「教育無償化 誰のため？ 財政圧迫 低所得層恩恵薄く」『毎日新聞』（平29.10.28）

²⁹ 政府は当初、国の基準を満たしていない施設への入園を推し進めていると受け止められかねないとの懸念から認可外の保育園は対象にしない方向で検討していると報道されていた。「認可外保育園は無償化の対象外政府検討」『朝日新聞』（平29.11.6）。

4. 公務員定年の段階的延長～国家公務員の高齢対策

人事院の公務員白書によると半数近い職員が退職後の生活への不安感を抱いている³⁰。国家公務員の定年後の雇用については、現在、当面の措置として義務的再任用によっているが、補助的業務につく例が多く、公務能率や職員の士気の低下等も指摘される。このような中、定年延長への動きが具体化している。

国家公務員の定年は、国家公務員法により原則60歳とされている。平成13年度からの公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに合わせ、新たな再任用制度が導入された。公的年金の報酬比例部分についても、25年度から37年度にかけて支給開始年齢が3年ごとに引き上げられ、65歳となる予定である。60歳定年制の下では、定年退職後、無年金・無収入の期間が発生されることが危惧され、人事院は、平成23年9月に、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」³¹を行った。これに対し、政府は、平成25年3月26日、定年退職する職員が再任用を希望する場合は、年金支給開始年齢に達するまでの間、原則フルタイムで再任用すること、引上げの時期ごとに段階的な定年引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方を改めて検討することを定めた「国家公務員の雇用と年金の接続について」を閣議決定した。

平成28年度からの支給開始年齢の62歳への引上げに向け、前述の閣議決定や平成26年4月に成立した国家公務員法等の一部を改正する法律附則の検討規定³²を踏まえ、政府において検討が行われ、平成27年12月4日の閣議で、河野国家公務員制度担当大臣（当時）から、引き続き、定年退職する職員を任命権者が再任用することにより対応することが適当との考えが示されるとともに、今後、再任用職員の増加が見込まれることを踏まえ、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むことが表明され、定年の引上げは見送られた。その後、平成29年4月に本格的活用方策として「国家公務員高齢者雇用推進に関する方針」（平成13年6月27日人事管理運営協議会決定）が改正されている。

平成29年5月、自由民主党は、「一億総活躍社会の構築に向けた提言」を取りまとめ、その中で、一億総活躍社会の趣旨に鑑み、2025（平成37）年度に65歳となる年金支給開始年齢の段階的引上げに合わせ、公務員の定年引上げを推進すべきと提言した。その後、6月9日に閣議決定された「骨太の方針2017」において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とされた。これを受け、政府は同月、内閣官房内閣人事局、総務省、財務省など関係機関の局長級で構成する「公務員の定年の引上げに関する検討会」を設置し、定年の引上げ時期を始め具体的な検討を開始した。

平成29年8月に人事院から、人事院勧告とあわせ、公務員人事管理報告がなされた。報

³⁰ 人事院「公務職場に関する意識調査」『平成28年度 年次報告書』（平成29年6月）

³¹ （1）平成25年度から37年度に向け定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当、（2）60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定、（3）当面役職定年制の導入により組織活力を維持、（4）短時間勤務制の導入や節目節目での意向聴取等を通じ60歳超の多様な働き方を実現、とされている。

³² 国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされた。

告には、「高齢層職員の能力及び経験の活用」という項目が設けられている。

人事院は定年の引上げに向けた基本的な考え方として、質の高い行政サービスを維持していくためには高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠とした上で、雇用と年金の接続が確実に図られるとともに、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、かつ、それぞれの職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから、定年の引上げによって対応することが適当と考えるとし、人事院としては、定年の引上げに向けて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討を進めていくとしている。この点、菅内閣官房長官は、9月1日の記者会見で、労働人口を確保しつつ、社会全体の活力を維持するために幅広い検討を進める旨を述べている³³。

「公務員の定年の引上げに関する検討会」では、定年を引き上げた場合の職員定数の調整方法、人件費の在り方、役職定年制の導入の是非等の議論が見込まれる³⁴。国家公務員については定員合理化・総人件費抑制の方針があり、定年が延長されると、新規採用の抑制につながり、年齢構成、ひいては若年層を中心とした職員の士気にも影響することを考慮する必要がある。国家公務員は現在、著しく高齢化しており、20代・30代の若年層に比して40代・50代の中高齢層が約2倍と偏った人員構成となっている。級別の定数が決まっている中、高齢層の在籍期間の長期化は、若年層の昇格・昇級を遅れさせ組織の活力を低下させる懸念があり、民間企業にならった役職定年制の導入も一案であると思われる。

5. 消費者問題関係

(1) 消費者契約法改正に向けた議論～「不安商法」「デート商法」等を取消権の対象に

近時、高齢層や若年層を対象に、判断力の不足等につけ込んだ悪質な商法による被害が多様化・深刻化している。特に若年層については、成人年齢引下げが現実化しつつある中、就職など将来への不安を根拠なくあおり商材を売り込む「不安商法」、恋人関係になった後で高額な商品を買わないと関係を継続できないとして購入を迫る「デート商法」等による被害が目立つ³⁵。このような悪質な契約からの消費者保護は喫緊の課題である。

消費者契約法は、消費者が消費者契約の取消し等を主張できる場合を典型的に定めるものであり、平成13年に施行された。近時、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化により、十分な被害救済を図ることが難しい事案が増加する一

³³ 「定年延長 19年度から国家公務員65歳へ」『毎日新聞』（平29.9.2）

³⁴ 時事通信社「トピックス 総務省 議論は始まったが…」『地方行政』（平29.7.10）

³⁵ 特に若年層の保護については、成年年齢の引下げを見据え、若年層の消費者被害について実効性ある予防策の検討が進められている。消費者委員会は平成28年6月の「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」に続き、消費者庁の要請を受けて「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」を設置し検討、29年1月に報告書を取りまとめている。ここでは、18歳から22歳までを若年成人として消費者被害防止・救済策を消費者契約法及び特定商取引法に盛り込むことも提言され、若年成人に対する配慮、判断力不足に乗じた事業者に対する行政処分等も言及されている。現在、消費者庁の「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」が心理面からの対応策を検討しており、30年6月を目途にとりまとめを行うこととなっている。

方、裁判例等も蓄積したことから、改正に向けた議論が始まった。平成26年8月の内閣総理大臣から消費者委員会への諮問に対し、同委員会は「消費者契約法専門調査会」を設置し、同調査会が速やかに法改正を行うべき内容を含む論点を取りまとめた「消費者契約法専門調査会報告書」（27年12月）に基づき、28年1月に消費者契約法の規律の在り方についての答申（1次答申）を行った。改正法は、高齢者の判断能力低下等につけ込み大量の商品を購入させる被害事案等に対応し、過量な内容の契約を取消し可能とするとともに、取消権の行使期間を6か月から1年に伸長すること等を内容としており、同年5月に成立した（施行は平成29年6月）。

平成27年12月の専門調査会報告書は、今後の検討課題とされた論点として、取消しの規律の適用対象となる勧誘の要件の在り方、困惑類型の追加、不当条項の種類の追加等を指摘しているところ、衆参両院は、改正法案の委員会審査の際に、これらにつき検討を行い、3年以内に必要な措置を講ずることを求める附帯決議を行った。

専門調査会は平成28年9月から、附帯決議及び「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」³⁶等の内容を踏まえ、優先的に検討すべきとされた論点につき検討、29年8月4日に「消費者契約法専門調査会報告書」を取りまとめた。消費者委員会は、報告書の提言を尊重しつつ、「付言」を加え、8月8日に内閣総理大臣宛に消費者契約法の規律の在り方についての答申（2次答申）を行った。

専門調査会の28年8月報告書が、措置すべき内容を含む論点としたのは、不利益事実の不告知の主観的要件に「重大な過失」を追加すること、合理的な判断ができない事情を利用し契約を締結させる類型として、消費者の不安をあおる告知、及びいわゆる「デート商法」型の勧誘を追加すること等である³⁷。

2次答申は、専門調査会報告書において措置すべき内容を含むとされた論点のうち、法改正を行うべきとされた事項については、速やかに改正法案を策定し国会に提出すること等を求めた。さらに、「ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案」し、「特に」、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として、①消費者契約の締結に先立ち、事業者は消費者が契約条項をあらかじめ認識できるように努めるべきこと、②いわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を利用した不当勧誘に対する取消権、③消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき考慮すべき要因に「当該消費者の年齢」等も含まれること等を、「付言」した³⁸。

消費者庁は、消費者契約法の改正に関する規定案についてパブリックコメントを実施、

³⁶ 前掲注35参照

³⁷ 無効にできる「不当な契約条項」の範囲を拡大し、事業者の損害賠償責任の有無を事業者自身が判断すると定める条項を定めても無効とすることとしている。

³⁸ 特に「年齢や障害による判断力不足」を理由にした契約取消権については、専門調査会では消費者団体などから強い要望があったが、事業者側の反対で見送られたとされる。（「不安あおる商法 解約可 消費者契約法改正へ」『毎日新聞』（平29.8.5））

結果を平成29年10月に公表した。次期常会への法案提出が見込まれている³⁹。

(2) その他の論点

地方消費者行政の拡充強化、公益通報者保護法の改正にかかわる検討、遺伝子組換え食品の表示の在り方、既に消費者行政新未来創造オフィスが開設された徳島移転関係等、様々な課題が現在進行形で検討されている。

特に、地方公共団体における消費者行政の拡充強化に財政面から大きな役割を果たしてきた地方消費者行政推進交付金は、新規事業の開始期限が平成29年度までとされ、今後の在り方が議論されてきた。消費者委員会の「消費者行政における執行力の充実に関する提言～地方における特商法の執行力の充実に向けて～」(平成29年8月)では、地方における執行体制に係る課題への対応の一つとして警察関係者等の専門性を有する非常勤職員の関与の拡大を求め、「こうした専門性を有する非常勤職員の活用には、その専門性及び業務内容の特殊性に応じた報酬を設定することが望ましく、これに地方消費者行政推進交付金を活用することも考えられる。」とし、さらに、官民連携による執行体制の充実、専門人材との連携を求め、弁護士、公認会計士、建築士等、「専門人材との連携の仕組みを構築するに際しては、地方消費者行政推進交付金を活用することも考えられる。」としている。

このような状況の下、平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度予算政府案では、新たに地方消費者行政強化交付金(地方消費者行政推進交付金を統合)として、24億円が計上された。新たな「地方消費者行政強化事業(補助率2分の1)」としては(1)国として取り組むべき重要な消費者政策(若年者への消費者教育の推進、訪日・在日外国人向け相談窓口の整備等)の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する、(2)国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図る(ギャンブル等依存症対策、成年年齢引下げ等への対応)とされている。従来の地方消費者行政推進交付金については、「地方消費者行政推進事業」(補助率:定額)として、平成29年度までに推進交付金等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援することとともに、特に被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを支援することとしている。なお、平成30年度予算政府案と同時に閣議決定された平成29年度補正予算案では、「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえ、訪日外国人観光客の消費拡大の促進等を図るための地方消費者行政推進交付金12億円が計上されている。

6. 皇室関係

平成29年6月に、天皇の退位について定める、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が

³⁹ 消費者委員会の付言についてはパブリックコメントに反映されていない。当時の消費者委員会委員長は「消費者庁には、報告書とあわせて、消費者委員会の答申を正面から真摯に受けとめて対応いただきたい。」と述べている(河上正二「消費者契約法の改正に向けた消費者委員会の「答申」」『ジュリスト』第1511号、有斐閣、平29.10)。

成立し、退位の日は法律の施行日とされた⁴⁰。施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、当該政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとされた⁴¹。皇室会議の意見聴取は12月1日に実施され、皇室会議の意見は5日の閣議に報告されるとともに官報に掲載された。施行日を定める政令は8日の閣議で決定され、施行日は「平成31年4月30日」となり、同日限りの今上天皇の御退位、続く新天皇の御即位が確定した。

退位日の正式決定を受け、平成30年1月中にも菅内閣官房長官をトップとする退位や即位の儀式の在り方などを検討する会議が設けられる見とおしである。退位後の天皇をお支えする宮内庁の組織及び人員、退位後の天皇のお住まい等、また、皇嗣となられる文仁親王殿下をお支えする組織及び人員等の具体的な検討に加え、退位及び即位に伴う諸儀式、諸手続等の検討が進められる⁴²。一世一元を原則とする元号についても、改元に向けた検討が進む。

平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度予算政府案では、天皇陛下の円滑な退位の実現に万全を期すため、具体的な準備を着実に進めるための所要の経費、定員等が計上されている。天皇の退位等に関する準備経費としては、儀式関係16.5億円（今後決定される儀式の規模等にかかわらず、30年度から準備開始の必要な（調達に時間を要する）装束、物品等）、お支え関係1.8億円（新天皇陛下、皇嗣殿下をお支えする職員の習熟期間を踏まえた増員⁴³に係る人件費、備品等）、お住まい関係17.3億円（新天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下それぞれのご身位に沿ったお住まいに早急にお移りいただけるようにするための設計費、工事費）で、合計35.6億円となっている。

皇位継承に伴う儀式の関係では、現行憲法下において即位の礼は皇室典範第24条に規定が置かれ、かつ、平成の例があるが、皇室典範は崩御による皇位継承（第4条）のみを規定してきたため、退位に関する儀式については規定がない。そもそも生前退位そのものが光格天皇以来200年ぶりであり、先例を研究するにも限界がある。即位の礼と大嘗祭で

⁴⁰ 第193回国会（常会）における経緯については、参議院事務局『参議院審議概要 第193回国会（常会）』（平29.7）を参照されたい（皇室典範特例法案の要旨（101頁）、委員会審査・本会議審議の経緯（8頁及び357頁）、天皇の退位等についての立法府の対応について（10頁）、附帯決議（102頁））。審議概要全文は参議院HP<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/193/1930000-1-n.pdf>。

⁴¹ 法律施行日の決定に際して皇室会議の関与が定められたのは、平成29年3月の「『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」（正副議長とりまとめ）を受けている。

⁴² 皇室典範特例法の規定により、皇位継承後の天皇誕生日は「2月23日」になる。菅内閣官房長官は、平成29年12月21日の記者会見で、天皇陛下の誕生日である12月23日の退位後の祝日化等については国民や各党の幅広い議論が必要としている。「退位後の12月23日祝日化「議論必要」 現天皇誕生日、菅長官」『読売新聞』（平29.12.22）。この関係の論点は「退位後「12月23日は平日」 政府検討「二重権威」回避」『毎日新聞』（平29.12.21）参照。なお、平成2年に「即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案」（平成2年11月12日を休日とするもの。2年6月公布・施行）が審議された際には、皇室経済法施行法の改正もなされたが、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額の改定を内容とするものであり、即位の礼等とは直接の関係はない。また、秋篠宮文仁親王殿下が皇位継承順位1位の「皇嗣」となられたことを国内外に示す儀式の実施も検討されている旨の報道がある。時事ドットコム「「20年に立皇嗣の礼」=秋篠宮さまの立場示す—政府検討」（平29.12.20）<<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017122001090&g=ryl>>

⁴³ お支え関係では、皇太子に関する事務を行う東宮職5人、秋篠宮付12人、計17人の増員。

もどこまで国の行事として施行できるかが議論されたところ、今回の退位関係でも国事行為としてどこまで認められるか等の検討が必要となってくる。

「正副議長とりまとめ」⁴⁴及びそれを踏まえた衆参各委員会で同一内容で議決された皇室典範特例法案に対する附帯決議は、政府に対し、安定的な皇位継承を確保するための検討、改元の際の万全の配慮等を求めている。新元号については、国民生活への影響を考慮し、平成30年中に公表される見とおしである。附帯決議においては、安定的な皇位継承を確保するための検討は法律施行後速やかに行うとされているところ、皇位継承の安定性の確保、皇族減少への対応が喫緊の課題となっていることは共通認識となっており、今後の議論が注目される。

7. その他の注目される動き

(1) 警察関係～規制緩和関係

ア 古物営業法関係

古物営業は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るという観点から、古物営業法により、都道府県ごとに公安委員会の許可を受けることとされている。近年、全国展開する事業者や「下取り」を行う大手家電量販店等など、複数の都道府県で営業する例が増加する中で、内閣府の「規制改革ホットライン」に、同法による古物営業の許可手続や営業場所の規制緩和を求める声が寄せられている。警察庁は平成26年、的確な実態把握と指導・監督が必要との理由で「対応は困難」、取引相手の本人確認の義務を果たすため「認められない」としていたところ、規制改革推進会議が29年3月、各省庁に行政手続に関するコストの削減を要求したこと⁴⁵を受け、学識経験者、業界団体、消費者団体の代表で構成される「古物営業の在り方に関する有識者会議」を設置し改めて対応を検討することとした⁴⁶。同有識者会議は、「都道府県ごとの許可制度」と「営業の制限」等について議論を行い、29年12月21日に規制緩和に向けた報告書「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書」を取りまとめた。報告書は、今後の方向性として、①許可制度については、都道府県公安委員会による許可制度を維持しつつ、手続を簡素化し、ある都道府県公安委員会から許可を受けた場合にはその他の都道府県に営業所を新たに設ける際に届出のみで足りる制度を検討していくべき、②営業の制限については、制限を緩和し、百貨店や集合住宅のエントランス等のスペースを活用したイベント会場等においても、あらかじめ届出をすることにより、買受け等のための古物の受取を可能とすることを検討していくべき、などとしたうえで、「これらの方向性を実現していくために、法改正も含めた検討を進めていくよう要望する」などとした。この点、近時増加している「訪問購入」のトラブルで古物商が関与する例も見られることから、「規制

⁴⁴ 前掲注41参照。立法府における対応の経緯については、前掲注40参照。

⁴⁵ 規制改革推進会議行政手続部会「行政手続部会とりまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)による。

⁴⁶ 「古物商 規制緩和を検討 警察庁 営業場所の拡大議論」『日本経済新聞』(夕刊)(平29.10.12)、「古物営業のあり方検討へ 警察庁、検討会設置、審議着手」『ニッポン消費者新聞』(平29.11.1)

緩和だけではなく、消費者被害防止への規制強化策も求められる」との指摘もある⁴⁷。

イ 道路交通法関係

タクシー業界の人手不足を解消するため、路線バスやタクシーなど旅客運送を目的とする車の運転に必要な普通第二種免許の受験資格見直しの可否について、警察庁が有識者による調査研究委員会を設けて検討を始めた旨の報道がなされている。道路交通法は、普通第二種免許の受験資格を21歳以上で普通免許等保有3年以上とするが、経験年数要件は施行令により、公安委員会指定の教習受講により「2年以上」に短縮される特例がある。これをさらに短縮できる教習が可能か検討するとのことである⁴⁸。

(2) 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関係

オリンピック・パラリンピックの開催期間中は多くの観戦客が見込まれるところ、特にオリンピックの開会日については、要人の移動に伴う交通規制も加わる。混雑の緩和策として、通勤・通学や経済活動を抑制するため、超党派のスポーツ議員連盟が、2020年7月24日（金曜日）を特例として祝日にする祝日法改正案などを通常国会に提出する方針を固めた旨が報道されている。同連盟は、かねてより「体育の日」を「スポーツの日」と改称することを主張してきたところ、オリンピック開催年に限ってこの「スポーツの日」を7月24日に移す案が有力とされる⁴⁹。

(いわたみ ゆうこ)

⁴⁷ 「古物営業のあり方検討へ 警察庁、検討会設置、審議着手」『ニッポン消費者新聞』（平29.11.1）

⁴⁸ 「タクシー免許緩和検討 警察庁 運転手不足解消目指す 受験資格 1年短縮」『産経新聞』（平29.10.31）

⁴⁹ 「議連「五輪開会日を祝日に」 法改正案の来年提出を確認」『朝日新聞』（平29.9.1）等による。開会式当日に加えて閉会式の翌日等も祝日とする動きも報じられている。その他、オリンピックの入場券の転売を規制する動きも注目される。「チケット転売に法規制 スポーツ議連検討」『日本経済新聞』（平29.9.1）、「五輪入場券の高額転売 抑止へ ネット大量買い占めに対抗 組織委、法整備要請」『東京新聞』（夕刊）（平29.10.25）